

# 議 事 録

## 第 3 2 回 多 久 市 農 業 委 員 会 定 例 会

1 日 時 令和 8 年 2 月 3 日 (火) 9 : 0 0 ~ 9 : 4 0

2 場 所 第三委員会室

### 3 出席委員

1 番	野方 信良	2 番	百崎 善夫
3 番	北島 正章	4 番	永渕 晴彦
		6 番	陣内 敬
7 番	平山 一信	8 番	白仁田 和幸
9 番	山田 俊哉	1 0 番	曲渕 啓子
1 1 番	釘崎 正弘	1 2 番	田中 英行

### 4 欠席委員

5 番 北島 繁安

### 5 議事日程

- ・第 9 6 号議案 農地法第 5 条による許可申請について
- ・第 9 7 号議案 多久市農用地利用集積等促進計画 (案) について

### 6 事務局

局 長 松永 直  
次 長 藤瀬 英樹  
係 長 平野 恵美子  
主 事 溝口 亮太

(議長) 永渕会長

議事録署名委員の指名

1 1 番 釘崎委員、1 2 番 田中委員を指名

(議長)

第 9 6 号議案、農地法第 5 条による許可申請について事務局から議案の説明をお願いします。

(局長 朗読と説明)

(地区担当委員 補足説明)

(議長)

委員の皆様より、何か質問はありませんか。

(農業委員)

農地を売買しての転用となっているが、買った後正しく転用がなされない場合その土地はどうなるのか。

(事務局)

事前に実効性などを県と確認しているが、なされない場合は許可の取消になる。

(農業委員)

仮に、転用が終わった後に転用地を所有する会社が無くなった場合、その土地はどうなるのか

(事務局)

会社の破産手続きに従って土地の売買などになる。転用が済んだ土地は登記地目としては農地ではないので、農業委員会に何かをしていただくということはない。

(議長)

第 9 6 号議案 農地法第 5 条による許可申請について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成ですので、第 9 6 号議案につきましては、本委員会で許可相当の意見を付して、県に進達することに決定いたしました。

(議長)

次に、第97号議案 多久市農用地利用集積事業計画(案)について、申請番号5番から7番につきましては、A委員が利用権を設定する者となっている事案ですので、農業委員会法第31条、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席となります。関係議案終了後に入室・着席いたします。

(A委員退席)

(議長)

第97号議案の申請番号5番から7番について、事務局から説明をお願いします。(局長 朗読と説明)

(議長)

申請番号5番から7番について委員の皆様から、ご質問ありませんか。  
(特になし)

(議長)

第97号議案のうち、申請番号5番から7番について、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成ですので、第97号議案のうち、申請番号5番から7番については、原案どおり決定いたしました。

(A委員着席)

(議長)

申請番号5番から7番以外の説明を事務局お願いします。  
(局長 朗読と説明)

委員の皆様より、何か質問はありませんか。(特になし)

(議長)

第97号議案申請番号5番から7番以外について、賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成ですので、第97号議案申請番号5番から7番以外については、原案どおり決定いたしました。

議事終了

協議事項

- ・農地所有適格法人の確認について

報告事項

- ・農地の賃貸借契約解約届について

次回定例会について

令和8年3月3日(火)9:00～ 第三委員会室

上記のとおり会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 8年 月 日

会 長 .....

11番委員 .....

12番委員 .....